

米国最高裁判所は、チアリーダーのユニフォームに使用されているデザインの著作権保護について検討する。**Star Athletica, LLC v. Varsity Brands, Inc., Et al., Case No.15-866**

チアリーダーのユニフォームに適用されるデザインの著作権は執行可能であるか。

ファッション業界は、模倣品の多い服飾産業に「鉄槌を下す」ために有効な著作権という手段を手にするのだろうか。

連邦最高裁判所は、著作権保護の対象となるデザインと、分離されなければ保護の対象とならない実用品 (useful article) との分離可能性を判断するための基準を制定し、または承認するだろうか。

2016年11月1日、米国最高裁判所は、チアリーダーのユニフォームに複製された山形、ジグザグ、および縞模様などのデザインの特徴が著作権保護の対象となり得るか否かについて争う訴訟において、口頭弁論を開いた。両当事者から提出された弁論趣意書で、また伝えられるところによると口頭弁論においても、大筋で合意が得られているのは、著作権局がデザインの平面図を登録するための認可を発行したことは適切であったということである。論争は、衣類という実用品 (すなわちチアリーダーのユニフォーム) にこのようなデザインを許可なく複製することに対し、著作権法による保護の適用範囲が拡大されるか否かである。

問題は、ファッション業界を率いる企業が、著作権、商標およびデザイン特許を使用しても、衣類に適用されるデザインの模倣品を完全には阻止することができなかった場合に、著作権保護をうまく利用してファッションの複製を阻止できるかどうかという点である。

本訴訟では特にチアリーダーのユニフォームの市場が関与しているが、チアリーダーのユニフォームに複製されたデザインに関して、判決が下される著作権保護の原則および連邦最高裁判所による著作権法の解釈は、概念的に米国のファッション業界全体にも当てはまるものと予想される。ファッション業界の市場規模は年間3,350億ドルと見積もられている。特に、デザイナーファッションの「模倣品」がはびこっている女性ファッション業界の市場規模は、年間2,250億ドルもの価値があると推定される。また、おそらくこの問題は、一般用途の実用品に使用されるデザインが特定用途の実用品に関して著作権保護を得るのに有効となりうる他の業界にも、衣類のデザインに関する著作権保護の原則が影響を及ぼす可能性があるかどうかという、さらに範囲の広い問題となる可能性もある。

実用品そのものに著作権保護が付与されないことは定着している。著作権法第 101 条の定義の「絵画、図形または彫刻の著作物」という文言は、実用品のデザインの著作権保護を「当該物品の実用面と別個に識別することができ、かつ、独立して存在しうる絵画、図形または彫刻の特徴を有する場合にのみ、その限度において」と定めている（著作権法第 101 条（17 U.S.C §101）の定義、「絵画、図形および彫刻の著作物・・・」）。巡回控訴裁判所は、実用品に使用されるデザインが、著作権保護を付与されるよう実用品と分離して識別され、独立して存在しうるか否かを判断するために、異なる「分離可能性」の基準（10 にのぼる異なる基準）を適用してきた。

この訴訟における法的問題は、「実用品のデザインの特徴が著作権法第 101 条で保護され得るのはどんな場合であるかを判断するのに適切な基準は何か」であると言えるだろう。

控訴人は、あるチアリーダーのユニフォームにこのデザインが特に利用されるものであれば、そのデザインは実用面から分離できないと主張する。控訴人は、ユニフォームのジグザグ、縞模様および山形を備えるデザインの特徴は、チアリーディングユニフォームの実用面、例えばチアリーダーのユニフォームの外観を表し、着用者を特定のチームの一員であると識別し、着用者の外観をより痩せているように、またはより背が高く見せるなどの実用面を備えていると主張する。このようなデザインがあるから、当該実用品は同じ実用面を有し、チアリーダーのユニフォームとなる。したがって、チアリーダーのユニフォームの特徴であるデザインの複製に保護を与えることは、チアリーダーのユニフォームという実用品を正当性なく独占する結果になると主張する。

第 6 巡回区控訴裁判所は、デザインを実用品と分離できるかを判断するための基準を作成し、それによってまず、実用品の実用面は、着用者の身体を覆い、水分を逃がし、競技の厳しさに耐えることであると特定した。裁判所は、チアリーダーのユニフォームの実用的な特徴であると控訴人が主張している特定の特徴を考慮しなかった。これをもとに、問題となっているデザインの特徴は、識別された実用品の実用面と分離されるものとみなされ、この実用品に使用される際に保護されるものとみなされた。

被控訴人である Varsity Brands, Inc.らは、著作権登録が被控訴人によって取得されている平面デザインは、デザインが複製された立体的で実用的な衣類（チアリーダーのユニフォーム）と分離可能であると主張する。第 6 巡回区控訴裁判所の判決と同じく、被控訴人は当該デザインをユニフォームに複製する独占的権利は、著作権法で保護されている（かつ、保護されるべきである）と主張する。

本件が最高裁判所でどのように解決されるのか、知的財産の関係者にとっては非常に興味深いものである。